

小林謙貞伝―長崎の史料を中心に―

平岡 隆二

小林謙貞（一六〇一―一六八三）は、近世初期の長崎において天文学や航海術の分野で活躍した知識人の中心的存在として、日本科学史の通史ではかならず言及される人物である。しかし彼は自らの名を冠した著作を一つも残しておらず、経歴についてもまとまった記録が現存しないため、その明確な学者像を描くことをきわめて困難なものにしてきた。とりわけ先行研究では、彼を阿蘭陀流測量術の祖とされる「樋口権右（左）衛門」と同一人物とみなす場合が多いが、それを無条件に認めるのではなく、より柔軟な解釈の余地を残すべきだという提言もなされている。いずれにせよ、謙貞の学問や業績について今後確実な論を立てるためには、信頼できる一次史料に基づく批判的な考証が不可欠と言えよう。

以上の研究史を踏まえ、本稿では謙貞の伝記的事項について、とくに近世初中期の長崎で成立した史料を中心に整理・考証し、この問題に取り組む上での史料的な基盤を提示することを第一の目的とする。

とくに長崎の史料を取り上げたのは、長崎こそ謙貞の活動の中心地であり、またその多くが、彼と親しく交わった人々に由来する記録であるからにほかならない。それらの史料を注意深く読みなおしてみると、彼が長崎に生きたことの痕跡は、思いのほか多く残されていることにも気づかされる。以下、各史料の内容と背景について、詳しく見てゆこう。

一、『長崎先民伝』

はじめにとりあげるのが『長崎先民伝』である。本書は唐通事の盧草拙（一六七五―一七二九）とその子・盧千里（一七〇七―一七五五）が編纂した、近世初中期の長崎で活躍した人々の伝記集で、盧千里の自叙によると享保一六年（一七三一）一〇月までには完成していたと思われる。同書は当代長崎の学術や文化を知る上で重要な文献としてすでに広く知られており、とりわけ謙貞関係の記事については、後述する理由から、第一に依拠すべき基礎史料となし得る条件を備えている。以下がその引用である。

小林義信、字は謙貞。父、久兵。信、幼にして淑質有り。読書を喜ぶ。久兵、郷の林先生（称して吉右と呼ぶ）に学ばしむ。林、天文学地理星宿歴法の学に精通す。国禁に係はるに因つて身を容るる所無し。久兵、窃かに之れを家に養ひ、以て信の師と為す。日夜孜孜として問難決疑し、以て其の指を究はむ。頃あつて禁解く。先生、郷に講授す。弟子稍いよ多し。寛永己卯、井上筑後守、崎を監め天主教の徒を驅る。生が名、党籍に列す。正保三年「一六四六」、林生、刑に就く。官、党籍を按ずるに、信の名第一に在り。連座し獄に下る。時に年四十六。幸ひに恩赦に遇ふ。然れども已に其の身を禁錮し、居ること二十一年、寛文丁未「七・一六六七年」、始めて免す。而して信、已に六十七。越へて十一年辛亥「一六七二」、藤使君（名は勝登）来たる。素と信が名を聞き、乃ち之れを寵遇す。弟子、業を請ふ者、甚だ夥し。時に南部草寿有り。京師従り来つて経を講ず。弟子亦た復た少なからず。信、雅と寿と相愛し、之れを使君に薦む。召見を甚だ驩び、是に於て寿と信と府署に出入す。使君、

常に客礼を以て之れを待す。遠近の人士、笈を負ひ簪を担ふて至る者、寿に趨れば則ち兼ねて信に従ふ。信に帰せば、且つ寿に依る。二子、各自其の業を究はむ。而して相与に莫逆通家の如しと云ふ。天和三年癸亥「一六八三」冬、曆、月食を謬まる。是の歳春、信、廬莊に書を与へて曰く「今茲十一月、曆、月食を記す。予を以て之れを推さば非なり」と。既にして十一月壬午、食無し。果たして信の言の如し。其の年十二月二十四日卒す（原漢文）。

これを要約すると、以下のようにならされる。

(一) 小林義信、字・謙貞は、幼くして天性に恵まれ、読書を好んだ。父の久兵衛（衛）は、国禁に関わつて身の置き所がなかつた林吉右衛門先生（？）一六四六を家に匿つていた。林は「天文地理星宿歴法の学」に精通し、久兵衛は林を師として謙貞に学ばせた。

(二) 幕府大目付・井上筑後守政重（一五八五～一六六一）が進めたキリシタン摘発により、正保三年（一六四六）林は刑死した。謙貞の名がその党籍の筆頭にあつたため、連座して獄に下つた。ようやく赦免されたのは二一年後の寛文七年（一六六七）、謙貞六七歳の時だった。

(三) その後は寛文一一年（一六七二）に来崎した長崎奉行・牛込忠左衛門重忝（一六二二～一六九九。在位一六七一～一六八一年）に礼遇され、多くの弟子に教えた。また京から来た儒者・南部草寿（一六三七～一六八八。在長崎一六七二～一六七九年）と親しく交わり、草寿を牛込に推薦してとも

に奉行所に出入りし、牛込も常に客礼をもつて遇した。互いに多くいた弟子は、謙貞・草寿の双方から学ぶことを常とした。

(四) 天和三年（一六八三）十一月の曆の月食予報の誤りを、廬草拙の祖父・廬庄左衛門（一六二二～一六八六）に予告し、果たして食は起きなかつた。同年一二月二四日没。

これ以外にも『長崎先民伝』の他の項目には、謙貞にまつわる記述が散見され、それらを上の（一）～（四）に続けてまとめると以下のようになる。

(五) 謙貞と廬庄左衛門の二人は、友人で医師の小野昌碩（一六一〇～一六六七）が没した際、身寄りをなくしたその男子を一時期養育した。その子が後に南部草寿の養子となり、富山藩儒を継いだ南部景衡（号、南山。一六五八～一七二二）である。また庄左衛門の子で、草拙の父にあたる廬草碩（玄琢。一六四七～一六八八）は、謙貞に従つて「天文輿地及び運氣の学」を修め、小野昌碩に就いて医学を学んだ。

(六) 謙貞の他に、林の弟子には次の人物がいた（人名後の「」内は林から受けた学問の内容）…小野昌碩「天文象緯の学」、吉村長蔵「天文運氣の説」、胡麻屋了益・朝日玄育・本山作左衛門・金屋孫右衛門・三島吉左衛門「象緯の学」、向井元升「天文学」。マカオ・ルソンに遊んだ長老から「西蕃天文の学」を学んだ関莊三郎（一六三三～一七一）は、謙貞に出会う前は謙貞を自分より劣ると思つていたが、その学識を知つてからは付き従つて教えを請うようになった。謙貞もまた関を牛込に薦

めて、牛込は関を召見・礼遇した。また盧草拙は、その関から「天文」を学んだ。

(八) 謙貞が「天文学」に精しいと聞いた水戸の徳川光圀は、延宝期に家臣の千賀三大夫と平賀勘十郎を謙貞の元に派遣して学ばせ、業終わって帰った。

(九) 謙貞が「海槎」(航海術)を善くすることから、牛込は「無人島」(小笠原)探検を委嘱した。謙貞は「地理」に通じるもの、老齢のため辞退し、代わりに謙貞が推薦した島谷見立(市左衛門。？〜一六九一)¹⁰が延宝三年(一六七五)に実現した。

以上のように『長崎先民伝』には、謙貞とその周囲の人びととの交友関係が、具体的かつ詳細に描かれている。このような生き生きとした描写が可能となったのは、著者である盧草拙の祖父・庄左衛門と父・草碩が、学問的にも、また友人としても、謙貞と近い関係にあったことに由来するとみてよい(前掲(五)参照)。また草拙本人も、謙貞が亡くなった天和三年(一六八三)にはまだ九歳だったが、彼の天文の師である関莊三郎は謙貞の弟子だったため(前掲(七)および後掲(一一)参照)、関から謙貞の話聞く機会があったに違いない。関と謙貞との出会いにまつわる『長崎先民伝』の記述が具体性と臨場感に溢れることは、その一端とみることができよう。

このように『長崎先民伝』に描かれた謙貞の事績は、彼と直接かつ親密に交わった盧家の伝承や師からの伝聞に取材したことが確実に視され、そのことは草拙自ら「私家祖并父二代ともに右の謙貞と旧友にて、諸事相傳申候儀も御座候」(後掲(一一)参照)と述べることでも裏付けられる。

無論『長崎先民伝』の記述も誤謬を免れるものではなく、たとえば井上筑後守がキリシタン禁制のため来崎した年を「寛永己卯」「一六・一六三九」とするのは、正しくは寛永一七年(一六四〇)の誤りである¹²。しかしこの種の誤りは、史料としての信憑性そのものに疑義を呈するものとは言えず、生前の謙貞と近しい関係にあった人々に由来する記録として、その伝記的研究にまつわる第一の基礎史料と言えよう。

二、盧草拙書簡(『測量秘言』所収)

続いて、細井広沢編『測量秘言』(享保一二年「一七二七」序)所収の盧草拙書簡に記された謙貞にまつわる記述を取り上げる。同書の由来と現存写本についてはすでに別稿で論じたのでそちらに譲る¹³。その記述は、長崎奉行・日下部丹波守博貞(一六五八〜一七二八/三四?)の家来で蘭人参府の付き添い上検使などをつとめた渡辺軍蔵(生没年未詳)からの質問に答える形で、享保一一年(一七二六)七月二五日付で出された二通の書簡に見られる。差出人の盧草拙は、上に見た『長崎先民伝』の編者であるが、ここには同書に見えない独自の情報も見られるのが特徴である。

一、長崎にて天文と申候は、先年萬治町に小林謙貞と申人御座候。此人より初りたる事にて御座候。謙貞ハ弟子も諸方に御座候。私家祖并父二代ともに右の謙貞と旧友にて、諸事相傳申候儀も御座候。然に此学の根本は西洋按針役の者より相傳いたし来り申候付、圖ハ御座候て書物と申て全部の物は無御座候。謙貞も一生の筆力ハ家蔵に満申候ほと御座候へとも、終に題号を付申候て撰申書は無御座候。(中略)

乾貞^{〔マ〕}ハ弟子も諸方に多御座候へとも、家を起シ申候程ノ者無御座候間、今は断絶ニ及申候。此弟子ノ隨一を関庄三郎と申候。是モ子孫御座候へとも学文ハ傳り不申候。近来ハ西川恕見、様々の書物を撰被申候て尤重寶之至ニ御座候。(下略)

一、小林謙貞事ハ、元来長崎萬屋町の者樋口久兵衛と申者の子ニて御座候。自身も少年の時ハ樋口謙貞と申候。是ハ林先生^{シノスギイ}と申者の弟子ニて御座候。忠庵と同時代ニて御座候へとも弟子ニてハ無御座候。忠庵ハ外科の弟子ハ御座候へとも天文の弟子ハ無御座候。謙貞ハ儒学無御座候者ニて御座候。元成・恕見等の咄に御聞被成候とハ些相違事も御座候。其段ハ御對話之節、委細御物語可申上候¹⁴。

これを『長崎先民伝』にない情報を中心に要約すると、以下のようになる。

- (一〇) 長崎における「天文」は、万屋町に住んでいた小林謙貞に始まった。
- (一一) 祖父・父は二代続けて謙貞の旧友だったため、伝わった諸事がある。しかしこの学問の根本は、西洋の按針役(水先案内人、航海士)から伝わったので、図はあっても、まったく書物のようなものはない。
- (一二) 謙貞の筆力は並々ならぬものがあったが、題号を付した著作はなく、その学統はすでに断絶した。その一番弟子だった関庄三郎も、子孫はいるが、学問は伝わらない。
- (一三) 父は万屋町に住んだ樋口久兵衛で、少年の頃は自身も樋口謙貞と名乗った。沢野忠庵と同時代だが、弟子ではなく、

林(吉右衛門)先生の弟子である。

- (一四) 謙貞に儒学の素養はなかった。

この草拙の証言は、『長崎先民伝』の内容を補充するものとして、大きな注目に値する。本書簡の受領者であった渡辺軍蔵は、徳川吉宗の命による洋学・実学研究の一環として、オランダ人や長崎の知識人から様々な情報を収集していた人物で、この書簡もその目的に添って提出されたと考えられている¹⁵。したがってこれは単なる私的な書簡ではなく、台命に基づく公的な報告書としての性格を帯びた文書と言え、当時草拙の手にあつた情報を忠実に反映したものと見てよい。

その末尾で草拙は、彼の説明は向井元成(一六五六―一七二七)や西川如見(一六四八―一七二四)の話と齟齬があるだろうから、詳しくは会った時に申し上げると述べている。元成や如見の側の伝が伝わらないため、今その真意を確かめることはできない。しかし本書簡が、無責任な対応が許されない公儀への報告であったことを考えると、これも自らの情報の不確かさを表明するものではなく、むしろ草拙の側に、その齟齬の原因について合理的な説明をする準備や情報があつたと考えてよからう。

なお、本書簡の受取人である渡辺軍蔵について、懷徳堂助教も務めた漢学者の五井蘭洲(一六九七―一七六二)が興味深い記述をのこしている。

紅毛國の人は、俗にいふめのこ算用といふ仕方にて、理を以てをして、目に見、器物を用てはかり、たしかなる事ならねば言もせず、用ひもせず、日を尊びて天をいはず、佛道を信せず、

およそ怪異の事をうけとらず。江戸に渡邊長祐といへる人あり。紅毛人を兩度迄長崎より江戸へつれて往來せし人にて、學問あり。天學もよ程稽古せし人なり。此人の物がたりにて聞る處也。¹⁶

蘭人の江戸参府に二度付き添ったこの「渡邊長祐」が、軍蔵その人であったことは間違いないところである。¹⁷ 彼が蘭州に語ったオランダ人の科学観も興味深いのが、蘭州の方も彼を評して「學問あり。天學もよ程稽古せし人なり」と述べていることは注目される。これまで軍蔵については、吉宗およびその側近学者グループと、長崎の学者らとの間で交わされた質疑応答の単なる仲介者に過ぎず、専門的な知識があつたという記録はないとされてきた。¹⁸ しかしたとえ仲介者であっても、台命にかかわるこの種の御用に相応の学識が求められたことは当然であり、この蘭州の言はそれを支持する記録と言えそうである。今後のさらなる史料発掘と追及が俟たれよう。

三、寺院過去帳

続いて長崎の寺院過去帳に見える謙貞関連の記述をとりあげる。今回用いたテキストは、長崎の郷土史家・渡辺庫輔（一九〇一～一九六三）が、かつて長崎市内の諸寺院の過去帳から抜粋・手写して作成したノート計二七冊である。¹⁹ このノートは、渡辺が原本から必要な条目を任意に書き留めて編纂したもので、その意味ではあくまで二次的な編纂物である。しかしその記述は、寺院ごとの原本の書式の違いまで忠実に反映するなど、一貫して学術的な方針・態度で編纂されており、長崎学の先行研究でもすでに幅広く利用されている。

はじめに謙貞本人の死没にまつわる記載は、皓台寺過去帳に次のように見える。

（一五）皓台寺・天和三年（一六八三） 一二月

「廿四日 萬屋町 小林謙貞死 利山乾貞居士」²⁰

これは氏名のみならず、没年月日や万屋町住とする点も上掲（四）（一〇）と一致することから、謙貞その人についての記載と確定できる。さらにここから、謙貞が皓台寺の檀家であつたことや、戒名を「利山乾貞居士」といったことが判明する。

またこれ以外に、謙貞の名が見える条目が二つあり、それらはいわゆる「借家」^{かしゃ}（貸家）の家主として、である。

（一六）皓台寺・延宝三年（一六七五） 一二月

「廿日 本鍛冶屋町 謙貞借や小左衛門娘 幻影童女」²¹

（一七）光永寺・延宝七年（一六七九）

「一、東上町小林謙貞かしや七之丞妹 法名妙信 正月二日」²²

この（一六）は、本鍛冶屋町にあつた謙貞の借家に住む小左衛門という男の娘が没し、法名は幻影童女とした、の意味である。本鍛冶屋町は、延宝六年（一六七八）に万屋町に改称されており、²³ ここでは万屋町と同じと考えてよい。また前掲（一五）から、謙貞は自宅も万屋町にあつたと考えられる。したがって彼は、万屋町に本宅とは別に借家（掛屋敷）も持っており、それを小左衛門なる人物に貸していた。同様に（一七）から、謙貞は東上町（現在の上町・玉

園町の一部)にも借家を持っていたことがわかる。すなわち彼は、長崎市中に複数の借家を所有する箇所持町人だったのである。

現在のところ、謙貞の生業を確定できる一次史料は見いだせていない。しかしその仕事がいかなるものであったにせよ、長崎市中に複数の借家を所有していたことから考えて、かなり裕福な層に属する町人であったことは間違いないだろう。当時の長崎で同じように複数の借家を持つ人物を捜してみると、朱印船貿易商の船本弥平次茂久(？〜一六九一)や、崇福寺大檀越の林守壁(一六一〇〜一六九四)・林豊高(一六三四〜一七〇九)親子など、いずれ劣らぬ有力町人の名が見いだされる²⁴。前掲(五)では、謙貞が友人・小野昌碩の没後にその遺児(後の南部南山)を養育したとするが、過去帳から得られる情報も、彼がそれだけの資産を持つ人物であったことを裏付けている。またそのことは、彼が天和二年(一六八二)に皓台寺に羅漢像を奉納していたという事実とも整合するものである²⁵。

続いて謙貞の親族と推定される人々の記載を挙げると、

(一八) 皓台寺・寛永一六年(一六三九) 六月

「十一日 本鍛冶ヤ町 久兵衛妻 青山妙秀信尼」²⁶

(一九) 皓台寺・正保四年(一六四七) 年九月

「同「朔日」本鍛冶屋町 樋口久兵衛 歎雄道喜信士」²⁷

この(一九)は、前掲(一)(一三)に名前が見えた謙貞の父・樋口久兵衛と比定され、また(一八)はその妻(謙貞の母か)の可能性があります²⁸。

さらに時代がやや下った寛文〜元禄期にも、「樋口久兵衛」ある

いは「小林久兵衛」名を含む記載が三点確認され、それは以下のとおりである。

(二〇) 皓台寺・寛文二年(一六六二) 二月

「廿六日 本鍛冶屋町 樋口久兵衛子 周禪童子」²⁹

(二一) 皓台寺・寛文八年(一六六八) 六月

「五日 本鍛冶屋町 樋口久兵衛娘 壽心童女」³⁰

(二二) 皓台寺・元禄二年(一六九九) 二月

「八日 万屋町 小林久兵衛 留水見山信士」³¹

結論から述べるならば、この(二〇)(二二)(二二)に名が見える本鍛冶屋町/万屋町の樋口/小林久兵衛は、すべて同一人物で、謙貞の息子と考えられる。まず(二二)がその死没の記載だが、町と姓の一致、および謙貞の父と同じ「久兵衛」を名乗っていることから、謙貞の親族である可能性がきわめて高い。その場合、謙貞の兄弟か子供の可能性等が考えられるが、謙貞が生きていれば数えて九九歳になる元禄一二年(一六九九)に没していることは、子であれば自然だが、兄弟ならかなりの長命である。また(二〇)(二二)は、この人の夭折児と推定されるが、子ならば謙貞六二歳・六八歳の時の孫ということになり自然だが、兄弟がこの時期に立て続けに子を設けるのは不自然である。他方、もしこの人が謙貞の子ならば、孫が祖父の名を名乗ることは不自然ではないし、またその場合、謙貞が入獄した正保三年以前に生まれた子となるが、それはこの人の没年や夭折児二人の没年とも矛盾しない。また何よりも、彼が樋口から小林へと改姓していることは、父の改姓にともなうものだったと考えるのが、もっとも自然だと考えられる。以上の考察と、後掲

の(二四)から、この久兵衛が謙貞の子であったことは確実とみてよいだろう。

そうすると、謙貞本人の樋口から小林への改姓も、彼の名がまだ「樋口」と書かれる寛文八年(一六六八)以降だったと推定できることになる。ただし(二二)の記載は、子・久兵衛本人ではなく、皓台寺の関係者が記したもので、たとえばその少し前に改姓していたものの、新姓の「小林」ではなく、慣れ親しんだ「樋口」で書かれたという可能性がないわけではない。またその可能性は、改姓から時間が経てば経つほど低くなるだろう。このように考えるのは、謙貞が二一年間の入獄から晴れて赦免されたのは寛文七年で、同八年とかなり近い時期にあるからである。改姓のような重大事は、一般的に何か大きなライフイベントの直後になされるものであり、家族にとって謙貞の出獄はまさにそうした出来事であったにちがいない。まだ推測の域を出るものではないが、以上から謙貞父子の改姓は、父の出獄を機になされた可能性を指摘しておきたい。

最後に、本蓮寺過去帳の元禄一年(一六九八)三月の条に、万屋町に借家を持つ「小林権兵衛」なる人物の名が見えている。

(二三) 本蓮寺・元禄一年

「寅三月二十六日

一、幸春 万屋町小林権兵衛借屋森作之助母七拾貳寺内へ
取置普門」³²

すでに指摘したように、謙貞は生前、万屋町に借家を持っていた(前掲(一六)参照)。その借家は謙貞の没後、遺族に引き継がれたはずで、現在のところ上に見た子・久兵衛がその候補として想定さ

れる。しかしこの「権兵衛」が「久兵衛」の誤りでないならば、この人も謙貞の子(すなわち子・久兵衛の兄弟)だった可能性を想定せねばならない。そう確定するにはなお史料不足の感が否めないが、謙貞の家屋敷の相続と相続者の問題については、次節で引き続き検討を加えることにしよう。

四、町絵図

続いて現存する万屋町の町絵図二種から謙貞の遺族に関する情報を探る。これらはおそらく奉行の命やあるいは町政の必要上作成されたと考えられるもので、当時の万屋町の地権者名を知るための基礎史料である。

まずこの種の町絵図では最古に属すると思われる、元禄七年(一六九四)の『水帳惣坪図面帳(万屋町)』³³から、謙貞の遺族にまつわる情報を探ると、町の北西部の一角(現在の長崎市浜町三一〇付近)に、

(二四) 子・久兵衛の家屋敷

「表口五間壹尺式寸

壺ヶ所 小林久兵衛

入拾四間三尺^五寸

七拾五坪三合七勺六才」

と記入した区画があり、これは前掲(二二)の子・久兵衛の家屋敷と確定できる。すなわち彼は、確かに謙貞の家屋敷を相続していたわけである。

さらに町絵図には「小林権十郎」名義の区画も二つ確認できる。

(二五) 小林権十郎の家屋敷

「表口四間七尺式寸

壺ヶ所

□^{【小カ】}林「権十」郎

入拾四間四尺八寸

七拾七坪六合四勺六才」

(二六) 小林権十郎の掛屋敷

「表口三間四尺

壺ヶ所

小林権十郎

入拾七間壹尺

掛屋敷

六拾貳坪八合九才」

この(二五)は、町のほぼ中央に位置する区画(現在の万屋町五―一付近)³⁴で、(二六)は、(二四)の道を挟んだ向かい側やや東寄り(現在の万屋町四―二付近)にあたる。後者には「掛屋敷」と付すことから、権十郎は(二五)を本宅とし、(二六)を借家等にしていただろう。

この権十郎は、寺院過去帳ノートには名前が見えない。しかし謙貞は、万屋町に複数の家屋敷を持っていたのであるから(前掲(一五)(一六))、この権十郎も、子・久兵衛と同じく謙貞の子か少なくとも親族で、それを相続していた可能性を想定せねばならない。彼の名前が、謙貞の子と疑われる前掲(二三)の小林権兵衛と、「権」の字が一致することも、偶然とは考えにくいものがある。

さらに、元禄七年以降の動きを追跡するために、『正徳年間町絵

図(万屋町)³⁵を確認すると、上述の三区画はそれぞれ、

(二四) 小林久兵衛

↓ 小川七右衛門

(二五) 小林権十郎

↓ 的野市郎兵衛

(二六) 小林権十郎掛屋敷

↓ 小林久兵衛

に名義が変わっている。

とくに注目すべきは(二六)である。この絵図が正徳年間の所有者を正確に反映しているとすれば、この人は元禄一二年に没した謙貞の子・久兵衛(二二)ではなく、さらにその子孫だったことになる。この人が、謙貞の子と疑われる権十郎(二五・二六)の掛屋敷の後継者となっていることも、その可能性を支持している。

以上を要するに、元禄七年の時点で、謙貞に由来すると推定される家屋敷は万屋町内に計三区画あり、それらを相続した親族としては、謙貞の子・久兵衛(二二)のみならず、権十郎(二五)(二六)、さらには権兵衛(二三)まで含む、最大三人が考えられ、さらにその一部は、その次の世代にまで継承されたと想定する必要がある、ということである。

無論、現史料では不明な点がおお多く、今後のさらなる史料発掘や検証が俟たれることは言うまでもない。しかし謙貞に遺族がいたことは、上の諸史料から確実と言ってよく、彼が長崎に生きた証として見逃すことができない。小林家の墓は、昭和初期頃まで厩台寺山上の松姫神社横に存在したというが、³⁶まだ現存を確認することができない。その搜索を含め、今後の課題としたい。

五、謙貞の死にまつわる記録

謙貞が天和三年二月二十四日に亡くなったことは、前掲(四)や(一五)により確定されるが、それが自然死ではなく、万屋町の糸屋八郎右衛門宗勝(一六一九〜一六八四)との間に起きた刃傷事件によるものであったことは、意外と知られていないようである。この事件については、すでに長崎の史家による研究³⁷があり、以下ではその成果を一次史料に遡ってまとめつつ、新たな史料を補足しておく。

この事件の詳しい顛末は、長崎奉行所の『犯科帳』第一巻の記載から知ることができる。

(二七)『犯科帳』第一巻記載

「万屋町

一、糸屋八郎右衛門 亥二歳六拾五 亥十二月十九日其町内

江預置之

此者亥十二月十九日、同町小林鎌貞宅江相越、常々依為懇志咄申候は、世倅七郎兵衛存生之内、家屋鋪を書入致借金候。七郎兵衛儀は五年以前令病死、其以後二右之段八郎右衛門承候。契約之年月延引二付、金主方江此度家屋敷相渡申候。此段無念二存、自害可仕由申付而鎌貞色々致教訓候処、還而遺恨二存、於其座二鎌貞を一太刀切申候付則与臥候処、何も出合押置候由町内乙名組頭訴之候。早速以檢使遂穿鑿候処、右之趣無紛候。然所同廿四日鎌貞右之手疵二而相果候付、同廿五日令刎首之候³⁸。

すなわち万屋町在住の糸屋八郎右衛門は、天和三年二月十九日

に、かねてから懇意にしていた同町の謙貞自宅を訪れ、倅・七郎兵衛が引き起こした問題について話をしたという。七郎兵衛はすでに五年前に病死していたが、どうやら父が知らぬ間に、家屋敷を抵当に借金をしており、それは彼の死後ようやく八郎右衛門の知るところとなった。その結果、とうとう家屋敷が人手に渡ることになり、あまりにも無念であるため、八郎右衛門は自害を決意した。しかしそれを謙貞に戒められたことを、かえって遺恨に思い、その場で謙貞に一太刀切り付け、取り押さえられて町内預けとなった。謙貞は、その手傷が原因で、五日後の二十四日に亡くなった。その結果、八郎右衛門はその翌日の二月二十五日、打ち首となった。

この記載は、晩年の謙貞の交友関係やその人となりを窺う上でたいへん貴重な史料ではあるが、その結末は悲劇的であったと言うほかはない。なお八郎右衛門は、朱印船貿易家・糸屋随右衛門(？〜一六五〇)の子と推定される人物で、その万屋町の自宅は、隠元が多くの弟子を引き連れて承応三年(一六五四)に来港した際の宿に使われたというから、当時の長崎でも指折りの邸宅だったに違いない。³⁹八右衛門および糸屋の名は、前掲の元禄七年『水帳惣坪図面帳(万屋町)』には見いだされず、まもなく人手にわたったのだろう。

その後、謙貞は暗台寺墓域に埋葬されたはずだが、上述したように、その墓地の現存は確認できない。しかし糸屋八郎右衛門の墓は、長照寺の後山に現存している。その正面に「壽泉院空門宗勝／天和三癸亥年／十二月二十五日卒」、左側面に「糸屋八郎右衛門」と陰刻しており、『犯科帳』の記述と符号する。

この事件は、その後もしばしば長崎の人びとの口の端に上ったよううで、たとえば天明期以降の成立とされる『長崎略記会釈』には、

同「天和三」年十二月十九日申時頃二万屋町居住之小林謙貞と申仁ヲ同町之糸屋八郎右衛門ト申者利害ス。如何成所謂を不知。同廿四日死去。行年六拾四歳。天門^{マヤ}博学の者成けるに惜しき事共也⁴⁰。

と見え、「天門博学の者」の死を悼んでいる。

さらに天保九年（一八三八）頃に成立した『崎陽歳代記』の天和三年の条には「小林謙貞死ス」と見え、また幕末頃の編纂と推定される青木永繁編『長崎建立并諸記拳要』の天和二年の条にも、

小林謙貞と云者を同町糸屋^{マヤ}随^{マヤ}右衛門殺害す。いか成所謂か不相分。同廿四日死す。此小林氏ハ天門^{マヤ}博学之人なる由、時人甚惜ム⁴²。

と見える。後者は前掲『長崎略記会釈』の記述とよく一致するため、同書に取材したものはなからうか。いずれにせよ長崎の地誌にこうした記述が複数残されたことは、記憶に残る痛ましい事件であったこともさることながら、この学者を失った人びとの落胆の大きさを物語るものと言えよう。

六、結び

以上本稿では、近世初中期の長崎で成立した史料を用いて、小林謙貞の伝記的事項について整理・考証した。その成果は、上述の（一）（二七）にまとめた通りであるが、とくに冒頭で触れた「小林謙貞Ⅱ樋口権右（左）衛門」同一人物説に関わる若干述べて、結びに代えたい。

第一に指摘すべきは、謙貞が「樋口権右（左）衛門」を名乗ったことを示す証拠は、これらの史料にまったく見いだされないことである。今後同説の当否を論じる上で、まずはこの点に留意する必要があるだろう。

第二に、彼の子か、あるいは少なくとも遺族と想定すべき二人の人物が、それぞれ権兵衛（二三）、権十郎（二五）（二六）のように、「権」字を含む通称を名乗っていたことである。すなわち、樋口／小林家において「権」の字が通称として用いられたことは確実と言ってよく、このことは「樋口権右（左）衛門」の存在と何らかの関係があるのかもしれない。ただし謙貞本人が「権」字を含む通称を名乗ったかどうかは現史料では確定できず、新史料の発見を俟つほかはない。

最後に指摘しておかねばならないのは、この同一人物説の検証のためには、本稿で取り上げた史料のみならず、「樋口権右（左）衛門」の存在を伝える側の史料についても、同様の考証を施すことが必須だということである。本稿でとりあげた史料は、いずれも謙貞と親しく交わったか、少なくとも彼の周囲に存在した人々に由来する記録であった。その中に「樋口権右（左）衛門」の存在が見いだされない以上、次に問題とすべきは、その存在を伝える側の史料が、いつ、誰によって、どのような文脈で生み出されたかの文献学的な検証であろう。とりわけ、同一人物説のもっとも重要な根拠とされてきた岡崎家文書（日本学士院蔵）については、史料としての問題点⁴³がたびたび指摘されているから、批判的な考証は十分行われてこなかったように思われる。今後の研究の大きな課題と言えよう。

無論本稿で取り上げた史料も、引き続きその内容・背景にまつわる考証や、新史料に基づく情報の更新が求められるであろう。本稿

はそうした作業を実施するための基礎研究として提示するものである。管見に入った史料を可能な限り盛り込むよう努めたが、識者のご批正とご教示を仰ぐ次第である。(了)

補論

謙貞の師である林吉右衛門先生の名については、これまで史料や論者によって「吉左衛門」あるいは「光生」と記するという混乱があった。この機会に現史料に基づいて考証しておく。

まず『長崎先民伝』の初期の草稿本である国会本や神戸本は、いずれも「吉右」としている。⁴⁴また『測量秘言』の岡本本・林本・狩野本は「先生」に対しすべて「シンスサイ」というルビを振っている。⁴⁵さらに長崎の旧記を集めた『長崎集』の正保三年の項の頭注にも、

四月六日、東中町林吉右衛門ト云者御刑罰、先生^{シンセイ}ト号スル、邪宗門ニ達候者也。⁴⁶

と見えている。以上から、彼の名は「吉右衛門」「先生」でそれぞれ確定してよいだろう。

「先生」については、室鳩巢の『兼山秘録』にも「唐人の海賊ども首魁をば先生と号申候。福州音にてシヤンスイと唱申候」⁴⁷と見えることから、号の類だったと思しい。

さらに一六七〇年代の筆録とされる『長崎笥記』には、

○シンスサイハ、ユルマン也。コロヒ候テヨリ後、トカク、ウサ
ンナル者トテ、御センサク被成候へハ、キリシタンノ道具有
之候故、下ツリニ被成候由。⁴⁸

なる記述が見えている。本書は、長崎の古老の言い伝えた長崎開港の事情や、近世初期における長崎の風聞を、計四九条の箇条書きで記したもので、⁴⁹上の引用はその第三九条にあたる。その前では、沢

野忠庵の棄教と彼が「ナンハンノ学者」であったことを記し（第三五條）、またその後には、井上筑後守のこと（第四〇條）に続けて、南蛮・紅毛の地度と里数、また「イスタラビヨ」（アストロラーベ）に関する記述（第四一〜四五條）を収録することから、この編者は南蛮の学問、とりわけ天文地理学に強い関心を寄せていた。そうすると、この「シンサイ」が林吉右衛門先生その人であった可能性も、決して低くはなさそうである。とりわけここで彼は「ユルマン」（イelman。修道士）だったとされ、また「キリシタンノ道具」を所持した罪により「下ツリ」（いわゆる穴吊るしのことか）で処刑されたなど、これまで未知の情報も多く見えている。林および謙貞の伝記的研究にまつわる新たな有力史料として、とくに紹介する所以である。

謝辞 本研究はJSPS 科研費JP17K01179、JP17H02392の助成を受けたものである。

（熊本県立大学文学部准教授）

注

¹ その代表的研究として、次の四点を挙げておく。林鶴一「細井広沢」、林博士遺著刊行会『和算研究集録』巻下（東京開成堂、一九三七年）、四三九〜四四一、四四五〜四四七頁。三上義夫『日本測量術史之研究』（恒星社厚生閣、一九四七年）、三五〜三七、五一〜六九頁。海老沢有道『南蛮学統の研究―近代日本文化の系譜』増補版（創文社、一九七八年）、一八八〜二〇三頁。海野一隆「正保刊『万国図』の成立と流布」、同『東西地図文化交渉史研究』（清文堂出版、二〇〇三年）、三三八〜三八三頁、とくに三四四〜三四七頁。

² 矢守一彦「江戸前期測量術史筋記」『大阪大学日本学報』第三号（一九八四年）、一〜三五頁、特に二〜三頁。

³ 若木太一・高橋昌彦・川平敏文編『長崎先民伝注解―近世長崎の文苑と学芸』（勉誠出版、二〇一六年）、一五四頁。本書に収録される『長崎先民伝』テキストは、諸本の校異まで掲げた決定版で、本稿の以下の議論ではすべてこのテキストを用いた（以下『長崎先民伝』と略称）。なお草拙・千里父子を含む盧氏の系譜については、若木太一「盧氏の系譜」、『長崎先民伝』、一三六〜二五〇頁。

⁴ 『長崎先民伝』、四五〜四六頁所収の書き下し文に従う。ただし同書、四七頁の校異（国会本、神戸本）に従って、原文「吉左」「勝豊」をそれぞれ「吉右」「勝登」と改めた。林の通称を「吉右（衛門）」とすべきことについては本稿補論を参照。また長崎奉行・牛込忠左衛門勝登については、越中哲也「長崎奉行牛込忠左衛門勝登（上・中・下一・下二）」『長崎談叢』第七一〜七四輯、一九八六〜一九八八年参照。

⁵ 右の引用では「刑に就く」と記すのみだが、小野昌碩の項では「正

保三年、四月六日、林生、刑死す」としており、この時刑死したと確定できる。『長崎先民伝』、四七頁。林については本稿補論も参照のこと。

⁶ 草寿については、川平敏文『徒然草の十七世紀―近世文芸思潮の形成』(岩波書店、二〇一五年)、二八九―三〇八頁所収の「南部草寿―明儒の風貌」参照。

⁷ 『長崎先民伝』の出典はそれぞれ(五) 南部景衡、小野昌碩、盧千里自叙。二八、四七―四八、一五三―一五四頁。(六) 小野昌碩、吉村長蔵、胡麻屋了益・朝日玄育・本山作左・金屋孫右・三島吉左、向井元升。四七―五〇、一三〇頁。(七) 関莊三郎、盧千里自叙。五一、一五三―一五四頁。(八) 千賀三大夫・平賀勘十郎。一三四―一三五頁。(九) 島谷見立。一五一頁。ただし島谷の小笠原探検の時期は原文「延宝内辰(四年)」を「延宝三年」に訂正。

⁸ 昌碩の生没年は、寺院過去帳ノート(本稿第三節参照)の記載、寛文七年(一六六七)「六月十九日 一、徳成院昌碩 内中町小野昌碩五十八歳 導師日精」から導出した。『本蓮寺(過去帳)一』、三九頁。この内中町の昌碩宅は没後借家にされたようで、『光永寺(過去帳)一』、四頁に「寛文八申「中略」一、西中町小野昌碩借や彦助娘法名妙存。同「正月」廿一日」と見える。なお『本蓮寺(過去帳)一』には、昌碩の母や天折児らの記載も見えるが煩雑にすぎるため略す。昌碩の墓碑はかつて大音寺の医家・頼川家墓地内にあったが、近年の調査では現存が確認できず、すでに失われている。古賀十二郎の残したノートによると、その墓碑銘は「南無妙法蓮華經 徳成院昌碩霊／寛文七丁未年／六月十九日」であった。『長崎名家墓所一覽続四』(長崎歴史文化博物館蔵、古賀一三三〇六・三四)、四五頁。

⁹ 関の名は、薬師寺久左衛門・宇右衛門宛に自覚流起請文を提出した諸子の中に見える。彼は砲術にも手を染めていたようだ。「一、万治三年「一六六〇」八月廿日 長崎住 関庄三郎」、『鍛錬流自覚流誓紙之衆中』(長崎歴史文化博物館蔵、渡辺一六一九)、一八ウ参照。

¹⁰ 秋岡武次郎「小笠原諸島発見史の基本資料・地図について(一)」『海軍史研究』第一号、一九六三年。

¹¹ 「関、因つて賛を執つて之れ「謙貞」に見ゆ。始め以為らく、謙貞己れに如かずと。初めて相見え、窺ふに星尺を問ふ。謙貞曰く、「此れ須らく自ら工夫を用ふべし。何ぞ人に問ふを為さん」と。相語らひ、鬪奥に及ぶ。是に於て始めて其の学の己れに過ぐるを知るなり。遂に趨承して業を請ふ。相従ふの晩きを恨む」、『長崎先民伝』、五一頁。

¹² 井上の事績を詳しく伝える文書「井上氏系譜」、下総町史編さん委員会編『下総町史 近世編史料集I』(下総町、一九八五年)、九三―九七頁参照。

¹³ 平岡隆二・日比佳代子「史料紹介 細井広沢編『測量秘言』」『科学史研究』第四三巻、No.二三〇(二〇〇四年)、九四―一〇五頁。

平岡隆二「『測量秘言』の写本について」『長崎歴史文化博物館研究紀要』第六号(二〇一二年)、四三―五六頁参照。

¹⁴ 平岡・日比前掲論文、九五―九六頁。平岡前掲論文、五四頁の正誤表も参照のこと。

¹⁵ 今村英明「『測量秘言』成立の背景について」『洋学史研究』二八号(二〇一一年)、一―一五頁、とくに二―三、五頁参照。渡辺の名は、出島オランダ商館日誌(および江戸参府日誌)にしばしば見えている。今村英明『オランダ商館日誌と今村英生・今村明生―日蘭貿易や洋学の発展に貢献した阿蘭陀通詞の記録―』(ブックコム、

二〇〇七年)、一八三〜一八五、一八七、一八九〜一九一、一九九頁。また『測量秘言』所収書簡の背景については、平岡前掲論文、五二〜五四頁の附録一・二も参照のこと。

¹⁶ 五井蘭洲著(西村時彦編)『蘭州茗話』(松村文海堂、一九一一年)、巻下、二一ウ〜二二オ。

¹⁷ 今村は、軍蔵が一七二四年だけでなく一七二六年の江戸参府にも付き添った可能性を指摘している。今村前掲論文、三、一一頁。

¹⁸ 今村前掲論文、三頁。

¹⁹ 長崎歴史文化博物館蔵、渡辺一三二二四〜二三七。長崎県の郷土史料編纂委員会編『長崎県の郷土史料―長崎県立長崎図書館所蔵郷土史料解題―』(長崎県立長崎図書館、一九八八年)、九五頁の解題も参照のこと。

²⁰ 『皓台寺(過去帳)』二、三四頁。

²¹ 同上、二二頁。

²² 『光永寺(過去帳)』一、八頁。

²³ 『角川日本地名大辞典・四二長崎県』(角川書店、一九八七年)、九四六〜九四七、九九〇頁。

²⁴ 船本については、宮田安ほか著『長崎墓所一覧：風頭山麓篇』(長崎文献社、一九八二年)、一四頁、および『皓台寺(過去帳)』二、二二、二六頁。『皓台寺(過去帳)』三、三頁。『本蓮寺(過去帳)』一、四三頁参照。林親子については、宮田安『唐通事家系論攷』(長崎文献社、一九七九年)、三九二〜三九九頁、および『光永寺(過去帳)』一、三三頁。『本蓮寺(過去帳)』二、三三頁参照。

²⁵ 平岡隆二「皓台寺の羅漢石像群と小林謙貞―庭園内の甲群を中心―」『長崎談叢』第一〇〇号、四八〜七九頁、とくに七二〜七三

頁参照。またその奉納の背景について考察した、平岡隆二「皓台寺の羅漢さま」『ながさきの空』第二八集(十八銀行、二〇一七年)、一九〜二〇頁もあわせて参照のこと。

²⁶ 『皓台寺(過去帳)』一、五頁。

²⁷ 同上、一九頁。

²⁸ なお皓台寺過去帳をさらに遡ると、正保元年(二六四四)九月に「十七日 本鍛冶屋町 樋口次郎右衛門下女 幻用童女」、同年二月「同「十日」 本鍛冶屋町 樋口次郎右衛門 骨山宗徹信士」という記載が見出される。『皓台寺(過去帳)』一、一四〜一五頁。この樋口次郎右衛門も、謙貞の親族だった可能性があるが、史料不足のため後考を俟ちたい。

²⁹ 『皓台寺(過去帳)』二、四頁。

³⁰ 同上、一三頁。

³¹ 『皓台寺(過去帳)』三、一二頁

³² 『本蓮寺(過去帳)』二、三二頁。なお皓台寺過去帳の正徳元年(二七一)七月には「廿九日 万屋町 小林意悦母 桂岩清香信女」という記載も見える。『皓台寺(過去帳)』三、二七頁。この「意悦」とその母「桂岩清香信女」も謙貞の親族だった可能性があるが、これ以上の史料が得られず、後考を俟ちたい。

³³ 長崎歴史文化博物館蔵、三一〇九・一一三。本絵図は、常行司年寄の福田伝次兵衛が長崎奉行の命で製作した町絵図の控えで、図面中のすべての区画に、間口、奥行、坪数、箇所数、所有者名を記入したものである。余白に記された由緒書きは「元禄七年戊七月二常行司年寄福田伝次兵衛殿ニ而被仰付候ハ、御用ニ而町之絵図壹町□式枚宛調遣申様ニと被仰付候ニ付如此拵、同九月廿五日ニ伝次兵衛

殿江持参仕納申候其扣絵図」と読める。なおこれと同じ標題ながら、区画ごとの地権者名が異なる絵図『水帳惣坪図面帳（万屋町）』（同館蔵、三一七五・二）が現存するが、由緒等を欠き、その成立年代や本絵図との関係は不明である。

³⁴ 本絵図のこの区画の上には、後代に地権者が交代したことを示す貼紙が付され、そこには「半ヶ所 肥後屋伊三郎。式合五フ 本田屋茂」。同 三木屋茂三郎」と横並びに墨書する。すなわちこの区画は後に権十郎の手を離れ、その三者の所有に帰したようだ。なお後掲の『正徳年間町絵図（万屋町）』ではこの区画は「的野市郎兵衛」名義となっているが、この三者と先後関係はなお確定できない。

³⁵ 長崎歴史文化博物館蔵、地図三〇。

³⁶ 『長崎市史』地誌編・神社教会部下（長崎市、一九二九年）、四一五頁。

³⁷ 先行研究には以下のものがある。金井俊行編纂『長崎略史 上巻』長崎叢書三（長崎市役所、一九二六年）、八五頁。渡辺庫輔『糸屋随右衛門』（未刊稿本、長崎歴史文化博物館蔵、渡辺一三二九六）。鶴田忠正「御朱印船貿易家糸屋随右衛門墓石論」『長崎市立博物館館報』一九号（一九七九年）、一〜七頁参照。

³⁸ 『犯科帳』第一巻（長崎歴史文化博物館蔵、一四一・一一）、一三三才。翻刻は森永種夫編『犯科帳』第一巻、自寛文六年至寛保二年（森永種夫、一九五九年）、四六頁。

³⁹ 「福州臨濟派三拾式世黄檗山隠元ハ承応三年午「一六五四」七月四日に渡海シ、本鍛冶屋町ニ糸屋八郎右衛門所に宿ス」。『庫物長崎記抜粹』延宝七年成、安政四年奥書（長崎歴史文化博物館蔵、渡辺

一三三九）、二五才。

⁴⁰ 『長崎略記会釈』天明以降成（長崎歴史文化博物館蔵、一三三三・三）、一〇九ウ。同書については、前掲『長崎県の郷土史料』、一四七頁参照。

⁴¹ 『崎陽歳代記』（長崎歴史文化博物館蔵、一三五・二）、天和三年の条。

⁴² 青木永繁編『長崎建立并諸記挙要』（長崎歴史文化博物館蔵、渡辺一一九七）、天和二年の条。

⁴³ 三上前掲書、六二、六八〜六九頁。海老沢前掲書、一八三頁。矢守前掲論文、二〜三頁。

⁴⁴ 『長崎先民伝』、四六〜四七頁参照。また神戸本、国会本の特徴については、同、二五三〜二五四頁参照。

⁴⁵ 平岡・日比前掲論文、九六、一〇四頁、および平岡前掲「測量秘言」の写本について、五四頁の正誤表参照。ただし岡本本のみは、ルビは「シンスサイ」と付すものの、親文字は「光生」につくる。

⁴⁶ 『長崎集』寛政八年写（長崎歴史文化博物館蔵、一三九〇五）、五ウ。翻刻は、純心女子短期大学長崎地方文化史研究所編『長崎集』（純心女子短期大学、一九九三年）、二二六頁参照。

⁴⁷ 室鳩巢「兼山秘録」、『日本経済叢書』巻二（日本経済叢書刊行会、一九一四年）、三九四頁。

⁴⁸ 中西啓編『長崎笥記・元成日記・元仲日記』長崎学会叢書九（長崎学会、一九六四年）、二、一七〜一八頁参照。

⁴⁹ 同上、解説、一〜三頁。